

税制調査会会長 中里 実 様  
法人課税 DG 座長 大田 弘子 様

政府税制調査会 特別委員 田中常雅

「法人成り問題を含めた中小法人課税」に関する意見メモ

- 中小企業は、高度な技術を有し、海外企業とも競争する等、成長を志向する企業が存在する一方で、地域住民の身近な暮らしや地域コミュニティと雇用を支える小規模企業も多く存在している<sup>※1</sup>。
- ◎ 中小企業は総数として、大企業の約2倍の雇用<sup>※2</sup>を維持し、利益法人数は大企業の約50倍の74万社<sup>※3</sup>にのぼり、経済活動の主体である。
- その一方で、中小企業と言っても、小規模企業とそれ以外の中小企業では経営実態に大きな差異が存在している。小規模企業は、利益法人比率が3割に満たないが、中小企業は4割を超えている<sup>※4</sup>。両者は売上高で約10倍<sup>※5</sup>、利益水準でも約15倍<sup>※6</sup>の差がある。
- 特に、小規模企業については、その意義と役割の重要性が見直され、現在、国会に提出されている「小規模企業振興基本法案」においても、今後、予想される、地方の超高齢化・人口減少社会において、小規模企業は雇用を支え、新たな需要にきめ細かく対応することを求められ、安定的な雇用の維持等、「事業の持続的発展」が位置づけられている。
- ◎ こうした、中小企業・小規模企業、それぞれの役割を十分踏まえたうえで、法人実効税率引き下げの議論を行う必要がある。

(参考1. 企業規模別の実態)

	法人数		利益法人数		利益法人比率 (%)	平均所得 (百万円)		平均繰越欠損金控除額 (百万円)	平均欠損金残高 (百万円)
	社数	割合	社数	割合		利益法人	欠損法人		
小規模企業 (資本金1千万以下)	2,164,540 <sup>※1</sup>	85.7%	592,322	79.0%	27% <sup>※4</sup>	9	-3	3	13
中小企業 (資本金1千万超1億円以下)	338,384	13.4%	142,324	19.0%	42% <sup>※4</sup>	51	-13	16	70
中小企業 合計 (資本金1億円以下)	2,502,924	99%	734,646 <sup>※3</sup>	98%	29%	17	-4	5	19

(出典：国税庁「会社標本調査」(平成24年度))

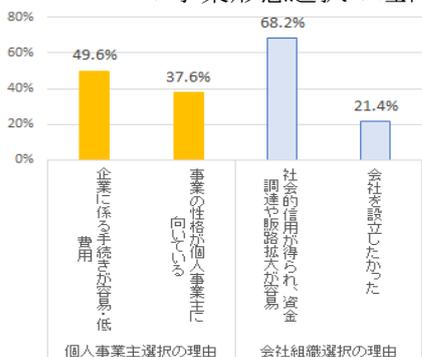
	雇用数		売上高 (百万円)	税引前利益 (百万円)	平均役員数(人)	平均従業員数(人)	役員給与 (万円)
	雇用者数	割合					
小規模企業 (資本金2千万未満)	1,657	40.5%	122 <sup>※5</sup>	2 <sup>※6</sup>	1.8 <sup>※7</sup>	7	510 <sup>※7</sup>
中小企業 (資本金2千万以上1億円未満)	1,136	27.8%	1,177 <sup>※5</sup>	28 <sup>※6</sup>	2.9	43	760
中小企業 合計 (資本金1億円以下)	2,793 <sup>※2</sup>	68.3% <sup>※2</sup>	225	5	1.9	10.3	570

(出典：財務省「法人企業統計」(平成24年) 国税庁「民間給与実態調査」(平成24年度))

# 1. 法人成りの議論について

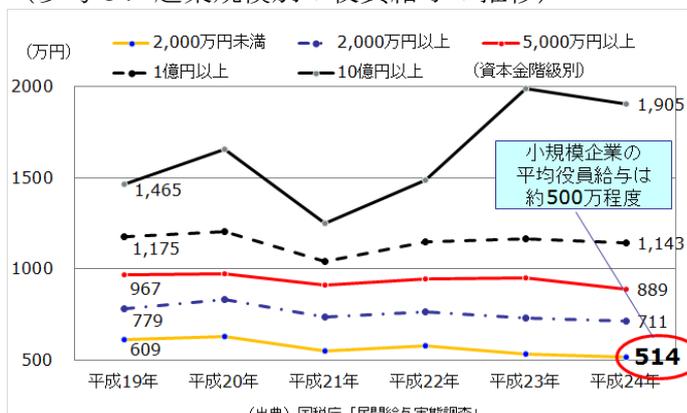
- 法人制度については、経済活動を円滑に行うために作られた優れた制度であり、法人形態を利用すること自体は何ら問題ない。
- 法人形態を選択する理由は、金融機関や取引先からの要請など、継続的な取引の観点から社会的信用の向上を求められる点にある<sup>(参考2)</sup>。国の政策においても、平成18年5月の会社法施行により、最低資本金制度が撤廃され、資本金1円でも会社を設立することができるようになるなど、法人化を支援する方向で法整備が行われてきた。
- 節税目的で法人成りを選択するという点については、①そもそも、小規模企業の平均役員数は1.8人<sup>※7</sup>(参考1：企業別規模の実態)、平均役員給与は約500万円<sup>(参考3)</sup>と極めて低い水準にあり、過大に役員報酬を得ていない。過大な役員報酬を計上した場合は取り締まる等、税務の執行面で対応する問題である。②個人事業主と企業の比較については、給与所得控除を含めた税負担だけでなく、社会保険料負担、申告・記帳の負担、会計の透明性の差異など、総合的に検討すべきである。
- 小規模企業は、毎年8万社の登記がありながら、企業数自体は横ばいで推移<sup>(参考4)</sup>しており、相当新陳代謝が進んでいると考えられる。
- なお、個人事業主で将来の法人成りを予定している事業者は約1%<sup>(参考5)</sup>とのデータもあることから、一部の企業の話をもって、全体の制度を変更することはおかしいのではないかと。

(参考2. 起業時の個人事業主・会社の事業形態選択の理由)



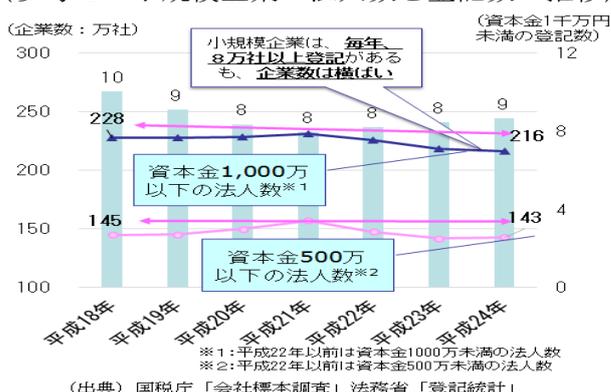
出典：中小企業庁「起業に関する実態調査」(平成20年)

(参考3. 起業規模別の役員給与の推移)



(出典) 国税庁「民間給与実態調査」

(参考4. 小規模企業の法人数と登記数の推移)



(参考5. 個人事業主の法人化の予定)

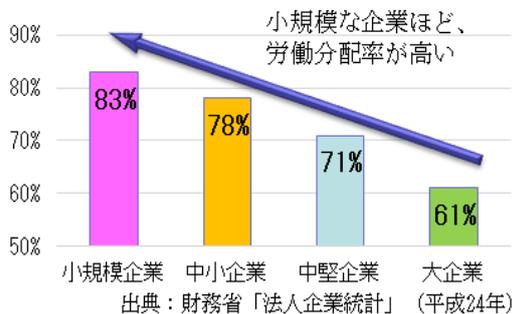
年度	割合
2012年	1.3%
2011年	0.9%
2010年	1.5%
2009年	1.2%

出典：総務省「個人企業経済調査」

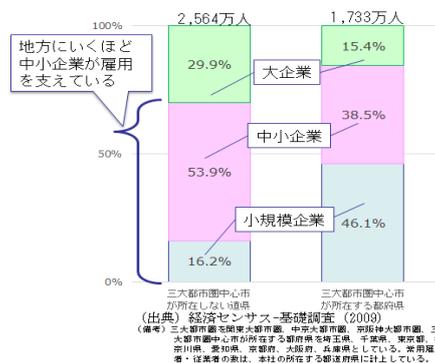
## 2. 法人事業税の外形標準課税の適用拡大には断固反対

- ◎ 法人事業税の外形標準課税は、企業に固定的な負担を強いることから産業空洞化を招くとともに、「従業員給与」に課税することから、賃金引き上げを抑制し、アベノミクスで取り組んでいる賃金引き上げの政策に逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものである。
- とりわけ、労働分配率が8割<sup>(参考6)</sup>に達する中小企業への適用拡大は、雇用の維持を困難にし<sup>(参考7)</sup>、賃金引き上げを抑制するため、地域経済の衰退を招く。資本金1億円以下の中小企業への外形標準課税の適用拡大は絶対にあってはならない。

(参考6. 規模別の労働分配率)



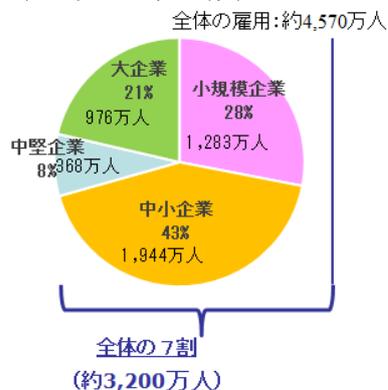
(参考7. 三大都市圏とそれ以上の地域における雇用の比率)



## 3. 赤字法人であっても、中小法人は雇用を通じて、地域や財源調達に貢献している。

- ◎ 赤字の中小企業も応益の税負担をすべき、との指摘があるが、中小企業の雇用は3,200万人と全体の7割を抱え<sup>(参考8)</sup>、社会保険料の事業主負担分は約12兆円と民間事業主拠出分の約5割を負担し<sup>(参考9)</sup>、中小企業の従業員給与から発生する所得税は、全法人の約4割の3兆円に達する<sup>(参考10)</sup>など、多くの負担をしている。
- 中小企業は、赤字法人であっても、雇用を通じて国民生活や国の財源調達に大きく貢献し、日本経済の中で重要な役割を果たしている。

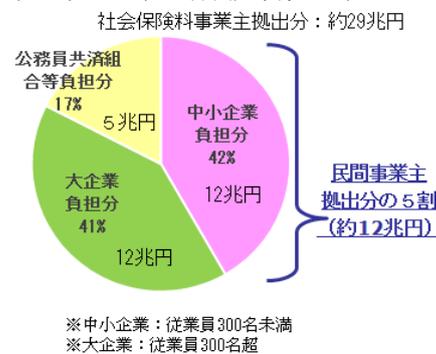
(参考8. 雇用数)



※小規模企業: 個人事業主および資本金1千万未満、中小企業: 資本金1千万以上1億円未満、中堅企業: 資本金1億円以上10億円未満、大企業: 資本金10億円以上

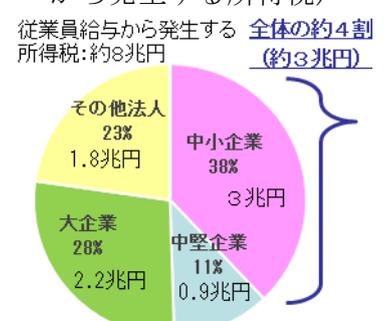
出典：「経済センサス」(平成24年)

(参考9. 社会保険料負担)



※中小企業: 従業員300名未満  
※大企業: 従業員300名超  
出典：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付集計表」(平成23年)厚労省「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」(平成25年)より推計

(参考10. 従業員への給与から発生する所得税)



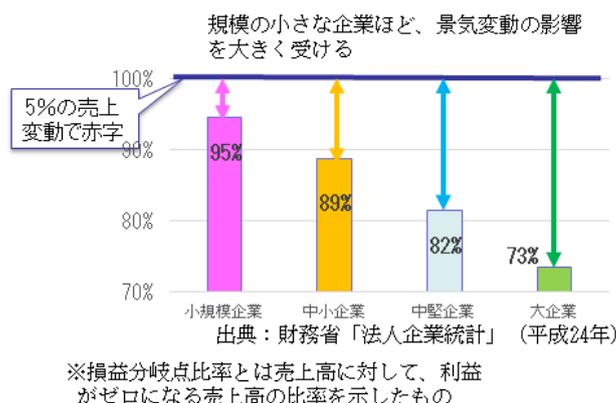
※中小企業: 個人事業主、資本金1億円以下(有限会社除く)  
※中堅企業: 資本金1億円超10億円以下、  
※大企業: 10億円超、その他法人: 有限・特殊法人等

出典：国税庁「民間給与実態調査」(平成24年)

#### 4. 中小企業の欠損金の繰越控除制限は行うべきでない

- ◎ 欠損金繰越控除制度は、中小企業の安定的な企業経営を行ううえで、極めて重要な制度である。実際に、中小企業は、損益分岐点比率が9割<sup>(参考11)</sup>と、景気変動や売上の変動が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返している。
- 国際的にも、多くの国では中小企業の欠損金繰越控除を制限しておらず、経営の安定性に重要な役割を果たしている、中小企業の欠損金繰越控除制限は行うべきではない。

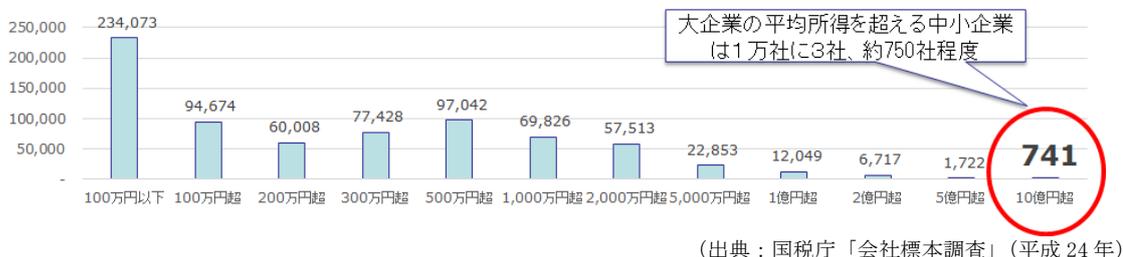
(参考 11. 規模別の損益分岐点比率)



#### 5. 中小企業の租税特別措置を所得で制限すべきではない

- ◎ 大企業の平均所得は約15億円。所得が10億円を超える高所得の中小企業は、1万社に3社、約750社程度と推計され、僅かの数<sup>(参考12)</sup>である。また、毎年、同規模の所得を得ているわけではなく利益の額は変動する。
- 所得で租特等の利用制限を行った場合、中長期での税制適用の見通しを不確実なものとし、予見可能性が失われることから、中小企業の積極的な設備や人材投資に影響を及ぼす。

(参考 12. 所得規模別の企業数)



以上